

令和6年度 学校環境衛生優良校審査結果について

令和7年1月19日

岐阜県薬剤師会 学校薬剤師部会

山田雅英

岐阜県学校環境衛生優良校審査の流れ

<優良校審査>

⇒ **書類審査**・・・岐阜県学校保健会が実施する学校環境衛生活動WEB調査(前年度の活動実績)結果を使用して候補校を選定

選択式設問:自動集計、各学校へもフィードバック

必須項目285点の学校から選出

記述式設問:学校薬剤師部会本部幹事が上位校につき採点

定期検査記録表の記載内容について採点

⇒ **実地審査**・・・候補校を審査員が訪問し、記録類や活動状況を確認

実地審査

- **記録類の確認**

学校保健安全委員会の記録、学校薬剤師の執務記録、定期検査記録、日常点検記録、飲料水の記録、プールの記録、給食の記録、薬品類の点検記録

- **施設の現場確認**

保健室、理科準備室での薬品類の管理状況
普通教室での照度や換気の状態

令和6年度 岐阜県学校環境衛生表彰校

幼稚園	優良園	岐阜市立	岐阜東幼稚園
	優良園	本巣市立	根尾幼児園
	準優良園	本巣市立	神海幼児園
大規模 小学校	優良校	岐阜市立	長良東小学校
	優良校	土岐市立	土岐津小学校
	優良校	岐阜市立	三輪南小学校
	準優良校	岐阜市立	長森南小学校

中規模 小学校	優良校	岐阜市立	華陽小学校
	優良校	岐阜市立	日野小学校
	準優良校	岐阜市立	徹明さくら小学校
	準優良校	岐阜市立	岐阜小学校
	準優良校	岐阜聖徳学園大学附属小学校	
	準優良校	岐阜市立	合渡小学校
	努力校	岐阜市立	明郷小学校
	努力校	岐阜市立	早田小学校

令和6年度 岐阜県学校環境衛生優良表彰校

小規模 小学校	優良校	岐阜市立 網代小学校	中学校 ・ 義務教 育学校	優良校	岐阜市立 東長良中学校
	準優良校	山県市立 梅原小学校		優良校	学校法人富田学園 岐阜東中学校
	準優良校	山県市立 伊自良北小学校		優良校	土岐市立 土岐津中学校
高等 学校 ・ 特別支 援学校 ・ 高等專 門学校	優良校	学校法人富田学園 岐阜東高等学校		優良校	岐阜市立 青山中学校
	優良校	学校法人富田学園 富田高等学校		優良校	岐阜市立 島中学校
	準優良校	岐阜県立 岐阜農林高等学校		優良校	大垣市立 興文中学校
	準優良校	岐阜県立 岐阜城北高等学校		準優良校	土岐市立 濃南中学校
	努力校	岐阜県立 下呂特別支援学校			

岐阜県学校環境衛生特選校

- 特選校・**優良校に3年連続**選ばれると、次年度から**10年間**優良校審査を免除し継続。
- 特選校継続には、学校環境衛生WEB調査の必須項目において95%以上(285点満点中271点以上)が必要。

令和7年度から特選校

岐阜市立 長良東小学校
岐阜市立 東長良中学校
学校法人富田学園 岐阜東中学校

令和6年度の特選校

本巣市立	糸貫東幼児園	特選園	6年目
瑞穂市立	生津小学校	特選校	6年目
岐阜市立	長森西小学校	特選校	5年目
瑞穂市立	南小学校	特選校	5年目
岐阜県立	岐阜高等学校	特選校	4年目
岐阜市立	方県小学校	特選校	2年目
岐阜県立	岐阜北高等学校	特選校	2年目
本巣市立	本巣幼児園	特選校	1年目
岐阜県立	長良高等学校	特選校	1年目

**実地審査にて
学校独自の取り組みとして評価できる事例
(審査記録の一部抜粋)**

学校独自の取り組みとして評価できる事例(全般)

<養護教諭と学校薬剤師の連携>

- ・学校・学校薬剤師・教育委員会との**連携**が取れており、組織として学校環境衛生に取り組む姿勢、体制を確立している。
- ・児童の活動を養護教諭が中心になり学校側がフォローし、学校薬剤師が確認、指導助言を実施し、更によりよい活動とするようにしている。PDCAがうまく機能している。

<学校環境衛生活動の展開>

- ・廊下の電気を消すなどして、学校環境衛生基準を理解したうえで**地球環境に配慮**、取り組んでいる。今後の学校における環境管理の在り方と感じる。

学校独自の取り組みとして評価できる事例(全般)

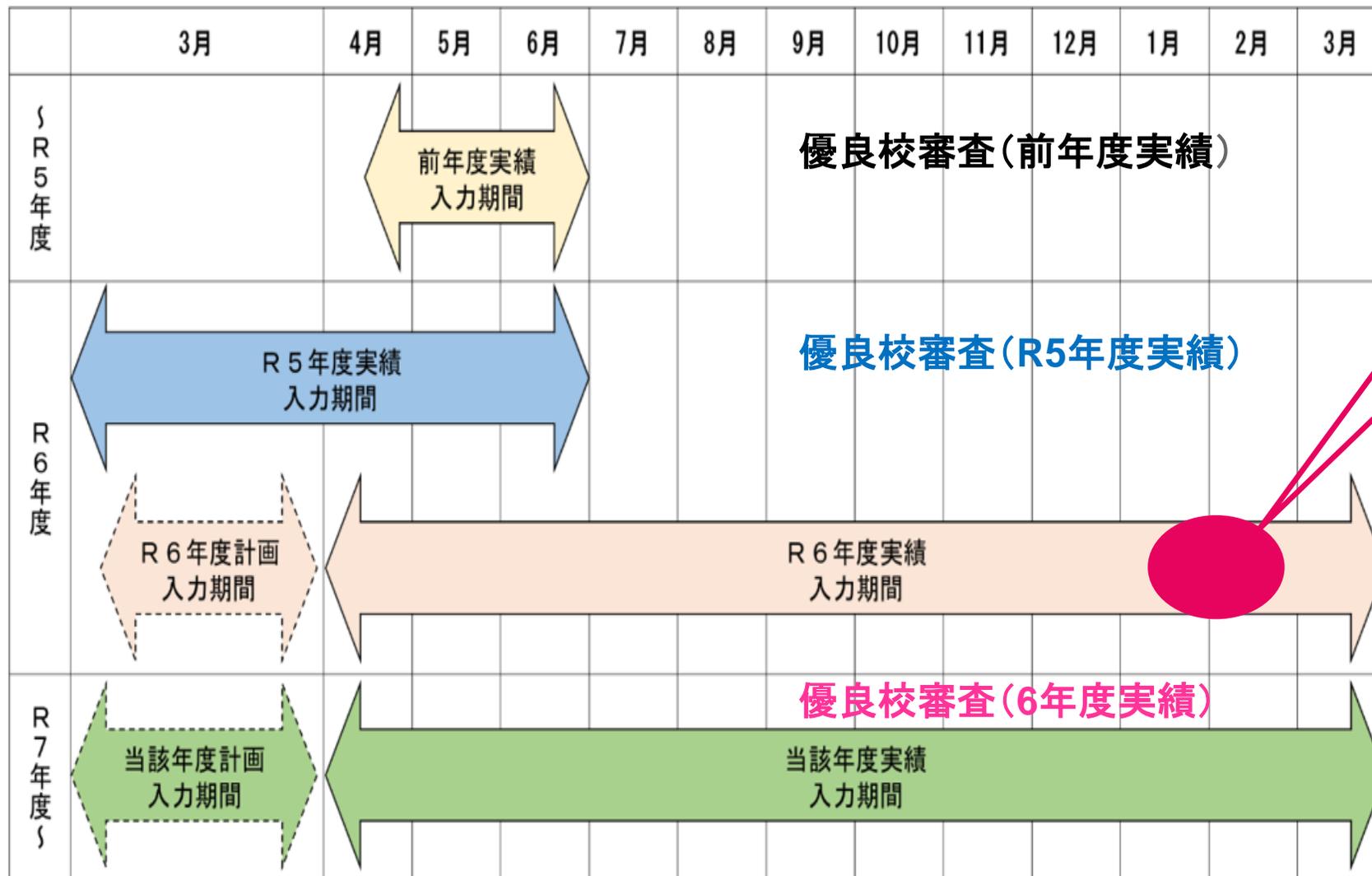
<学校保健計画>

- ・学校保健計画に沿って学校環境衛生活動を滞りなく実施している。
- ・学校薬剤師が学校保健計画に参加していることが、年度末の執務記録に記載があり確認できる。環境衛生WEB調査システムに入力しながら、来年度の課題である音楽室のダニについてなど話し合いができています。

<児童生徒の活動>

- ・学校環境衛生活動が、あるクラスから始まり学年そして学校内全体に広がり、その自主的な活動を学校保健委員会の中で、生徒がその活動の発表を行っている。活動の展開において成熟さが実感できる。
- ・点検の手順がその場その場であり、その都度再確認できるようになっている。
- ・学校薬剤師の活動が積極的であり、特に児童保健委員会活動では学校薬剤師が水質検査、照度・黒板検査、教室の空気検査の方法と換気の必要性について学習会を開催している。

学校環境衛生活動WEB調査のスケジュール



次年度の計画、課題の検討、確認



学校独自の取り組みとして評価できる事例 (教室等の環境)

<換気>

- ・教室の欄間の窓開けにはトイレトペーパーの芯を利用している。児童がイラストやスローガンを描いて、換気について意識づけしている。
- ・エアコン使用時に教室設置のCO₂モニターのアラーム機能を利用して、教室の二酸化炭素濃度が1000ppm超えないように努めている。

<揮発性有機化合物>

- ・トルエンの検査の省略の根拠となる過去の正規法での記録をファイル保存している。
- ・昨年は、校舎の外壁工事(塗装工事を含む)が実施され、工事完了後には、揮発性有機化合物の測定を実施している。

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (教室等の環境)

< 照明及び採光 >

- ・タブレットの使用角度の違いによる照度を測定して、眼科医に相談をしながら適切な角度・照度を設定し、学校全体で実践している。
- ・タブレット使用教室の照度検査において、タブレットの扱い、使用時の姿勢、パソコン室の照度基準と同じでよいかなど考察している。

< 騒音 >

- ・騒音の定期検査を何年も省略されていたが、検査をされ現状を把握されている。

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (飲料水の管理)

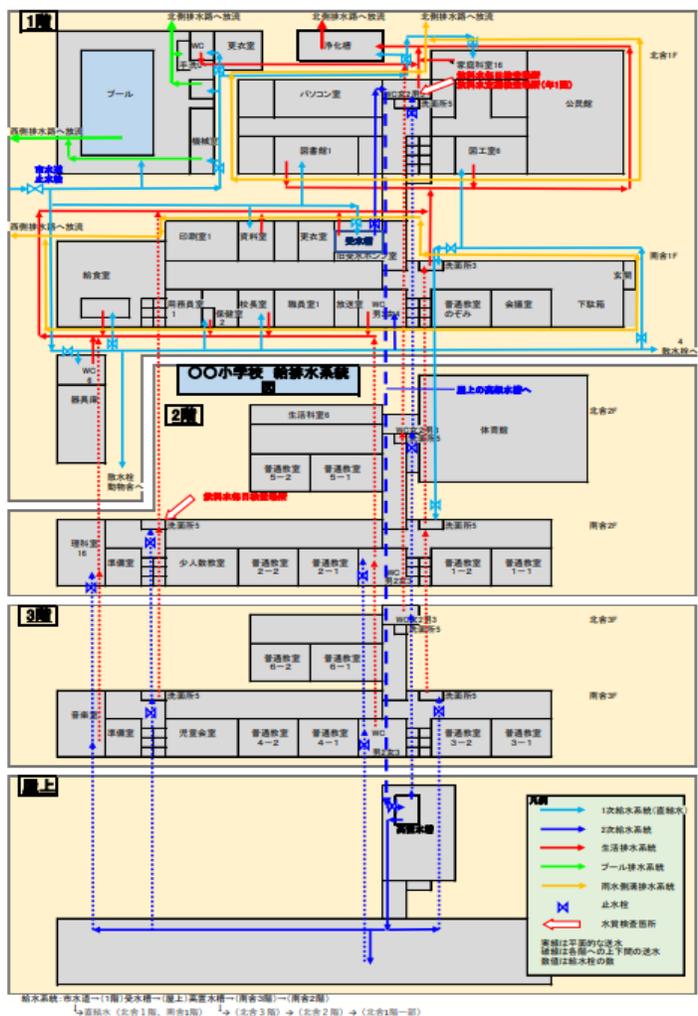
<飲料水>

- ・児童の水質検査の結果、残留塩素が0.1mg/Lに満たない時は養護教諭が十分水を流したうえで再検査を実施している。
- ・毎日の水道水検査の結果を保健室前に掲示して、安全に水が使えることを生徒に知らせている。
- ・飲料水の日常点検の意義について、学校薬剤師が直接児童に説明している。
- ・ミスト発生装置の残留塩素濃度の測定を日常点検として実施している。

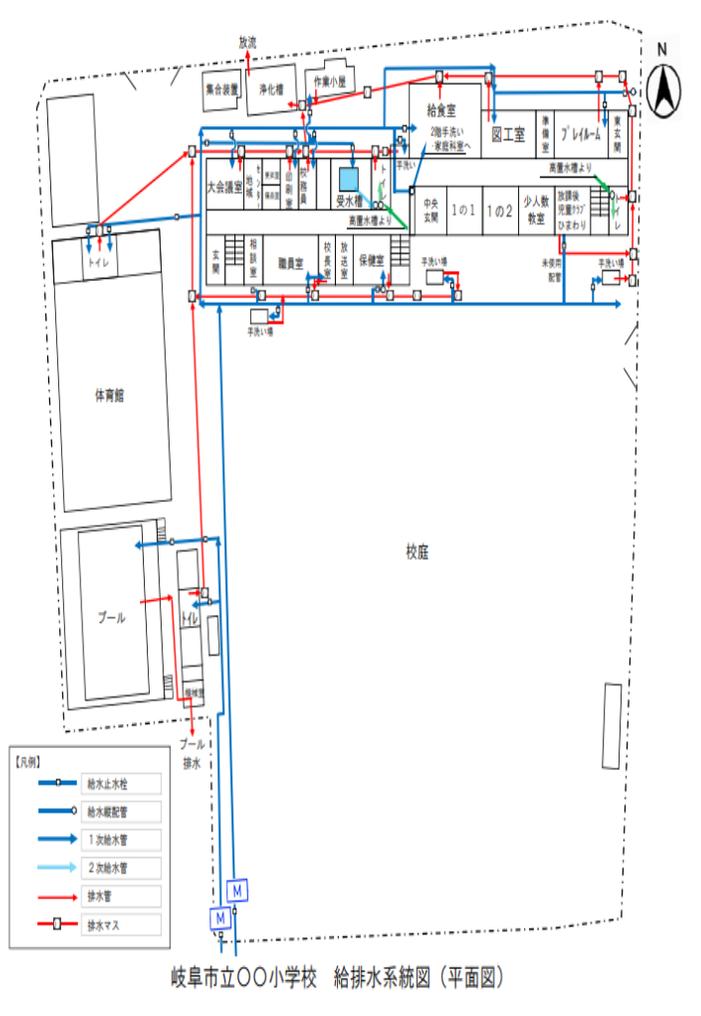
<給排水系統図>

- ・給排水系統図が昨年度の指摘を受けて、3次元で作成し直しており、かなり見やすく経路が理解しやすいものを作成している。
- ・給排水系統図は、平面図に合わせて立面図を併記しており経路が非常にわかりやすい。

3次元の給排水系統図

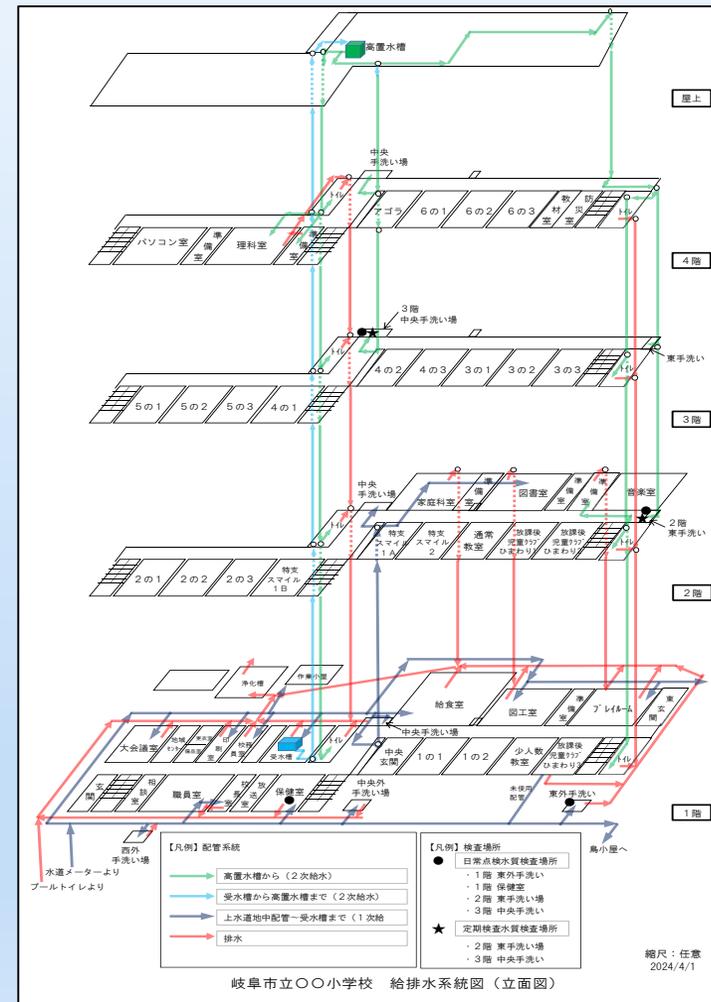


2次元平面図



岐阜市立〇〇小学校 給排水系統図(平面図)

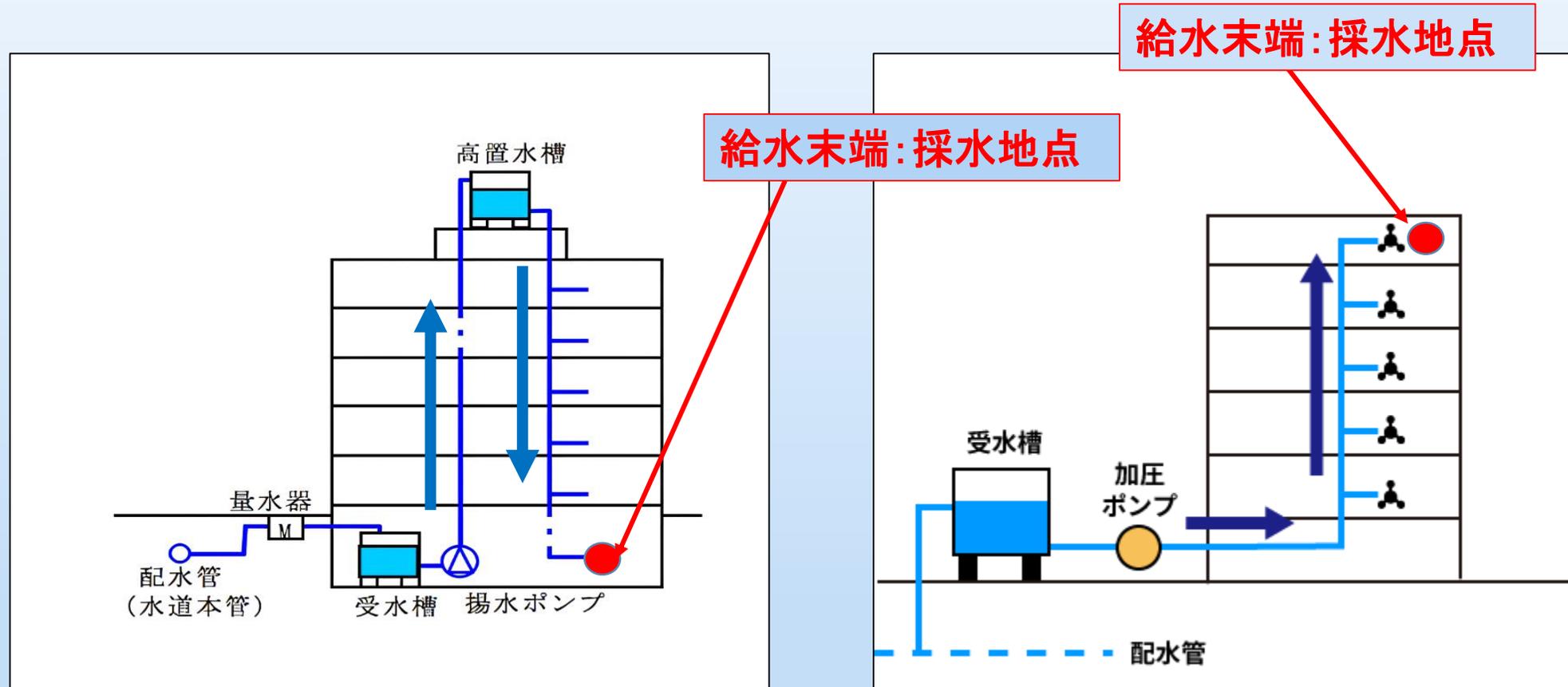
校内平面図



岐阜市立〇〇小学校 給排水系統図(立面図)

3次元

立面の給排水系統図



高置水槽方式

加圧ポンプ方式

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (プールの管理)

<プール>

- ・プールの残留塩素濃度は、比較的高めに管理をしており、0.4mg/Lはしっかり検出されている。
- ・プールは工事中のため、隣接校のプールを利用して授業を実施している。プールの定期検査記録は借用した施設の結果を把握し、コピーして保管している。プール日誌は自校で作成し管理されている。

実地審査時に学校から出された質問(プール)

<質問>

・私立の大学が屋内プールを保有して幼稚園、小学校、中学校、高校、大学が共有して使用している。プールの付属施設・設備等(水質管理としてpH、2時間毎の残留塩素濃度の測定を含む)の日々の点検は、管理業者が常駐して実施し記録している。授業でプールを使用する際のプール日誌として代用は可能か。

<回答>

・**プール日誌**については、**利用する学校側が管理し記録**する必要がある。利用する側が把握すべき内容を記録する。

必要とする管理の記録や水質検査の結果は、学校環境衛生基準と合っているわけではないため、内容の調整が可能か、また提供が可能かどうか、管理業者と相談の上決定する。

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (理科薬品の管理)

<理科薬品管理>

- ・理科準備室の目の届くところに、事故時等のわかりやすい対応図が掲示してある。
- ・理科室の薬品簿に劇物に赤いテープを貼って明確に区別している。

学校独自の取り組みとして評価できる事例 (給食、薬物乱用防止教室)

<給食>

- ・給食室の施設状況を分かりやすく写真に撮って、それをもとに改善の意見を出している。

<薬物乱用防止教室>

- ・薬物乱用防止教室について、生徒のアンケートを基に学年ごとに実施している。毎年のデータ蓄積により、講座がブラッシュアップされている。そのデータを生徒指導にも活用している。

**実地審査にて
指導・助言が必要な事例
(審査記録の一部抜粋)**

指導・助言が必要な事例（管理）

<学校保健計画>

- ・学校保健計画において、**定期検査の予定がすべて網羅**されていない。適切な時期に必要な検査を実施する計画としておく必要がある。
- ・前年度に学校保健計画への**学校薬剤師の参与**が必要である。執務記録等で学校薬剤師の計画策定時の参与を記録として残すこと。



【学校保健安全法施行規則第24条第1項】(学校薬剤師の職務執行の準則)
学校保健計画および学校安全計画の立案に参加すること。

<執務記録>

- ・メールや電話の対応も執務記録に残すことが望ましい。

<記録>

- ・定期検査で検査は、必ず記録に残す。**指導助言欄には必ずコメント**する。
- ・**最新の検査様式**を入手して、定期検査の意義と必要記入事項の意味するところを理解し、環境衛生検査を実施し記録すること。

学校薬剤師の学校保健計画への参与

学校薬剤師は、年度末の学校保健安全委員会開催前に「令和7年度学校保健計画」の内容を確認し、年度の取り組み、課題などに対応すべく計画に関わる。その記録を執務記録に必ず残しておく。

指導・助言が必要な事例（管理）

<記録>

- ・定期検査の記録に記入漏れ等ある。 記入漏れ等が多い事項は以下の通り
 - ・定期・臨時の区分に○をつける。
 - ・実施者は薬剤師ではなく学校薬剤師と記入する。
 - ・換気及び保温等の検査では、エアコン、ファンヒーター等の稼働状況を記入する。
裏面の換気の状態を記入する。
 - ・採光及び照明の検査では、カーテンの開閉状況、まぶしさの有無を記入する。
 - ・騒音の検査では、騒音源(室内外)があれば記載しておく。
 - ・施設設備検査の管理者欄は、学校長名を記載する。
 - ・**指導、助言欄**は検査の結果について必ず記載すること。定期検査を養護教諭が行っている場合でも、学校薬剤師は指導助言の欄に必ずコメントを記入する。

指導・助言が必要な事例（教室等の環境）

<換気>

- ・CO₂濃度が、外気で夏600ppm、冬200ppmとの記載あり、検査機器校正ができていないと思われる。測定前に検査機器の校正を実施すること。
- ・換気及び保温等検査で、換気を重要視する分、夏季に温度が上がる状況が見られたため、換気と温度のバランスを取れるようCO₂モニターを活用して調整するとよい。

指導・助言が必要な事例（教室等の環境）

<照度>

- ・タブレット使用時の照度測定で、タブレット使用角度水平としながら、実際のモニター垂直面の照度は60度で実施をしている。確認をして記録の整合性をとること。
- ・少人数の学校では、席の配置は十分検討できる余裕があるので、カーテンを閉めずに直射日光を避けて授業を実施するのがよい。

指導・助言が必要な事例（飲料水の管理）

<定期検査>

- ・飲料水の採水場所を**末端**でないところとしているケースが見受けられる。採水場所は給水経路の末端とすること。
- ・飲料水の施設・設備の定期検査票のうち、給水源は「簡易水道」としているが「上水道」が正しい。また、簡易専用水道の適用を受けるが、水道法第34条の2の検査は、地方公共団体の機関（岐阜市）に依頼したとしているが、**厚生労働大臣登録の検査機関に依頼**が正しい。

<日常点検>

- ・飲料水日常点検での施設・設備点検の項目がない。点検項目に追加すること。日常点検として毎授業日実施する必要がある。月1回の点検では不十分である。
- ・遊離残留塩素測定用のDPDのセルが黒ずんでおり、洗浄または交換が必要である。
- ・日常点検には、外観、臭気等の確認のため透明なコップを準備する必要がある。

水道施設区分の確認

飲料水の水源 水道水

受水槽(有効容量)10m³ 超える ⇒ 「簡易専用水道」

定期水質検査: 学校環境衛生基準8項目(年1回)必須
厚生労働省登録機関による法定検査(年1回)必須
清掃事業者による受水槽等施設の清掃(年1回)必須

超えない ⇒ 「小規模貯水槽水道」

定期水質検査: 学校環境衛生基準8項目(年1回)必須
厚生労働省登録機関による法定検査(年1回)任意

岐阜県内は条例の適用なし

清掃事業者による受水槽等施設の清掃(年1回)任意

受水槽なし ⇒ 直接給水

定期水質検査: 不要

水道施設区分の確認

飲料水の水源 地下水

⇒ 100人に給水または1日最大給水量20m³

超える ⇒ 「**専用水道**」 ……学校では高等学校規模で岐阜県では数校が該当

定期水質検査:水道法水質基準(最大)51項目

(月1回)必須

厚生労働省登録機関による法定検査(年1回)必須

清掃事業者による受水槽等施設の清掃(年1回)必須

超えない ⇒ 「**小規模飲料水供給施設**」

定期水質検査:学校環境衛生基準で「専用水道」と

同等の検査必須

実地審査時に学校から出された質問 (飲料水)

<質問>

・飲料水は直結水であり、水道法上での定期検査の必要性はないが定期検査を実施している状況である。

今後どうするのが、最適なのか？

<回答>

・学校環境衛生基準においては、定期検査の必要はない。検査は任意となるが、日常点検は必要である。配管の末端で毎授業日、学校(園)で日常点検を実施する。

実地審査時に学校から出された質問 (飲料水)

<質問>

・小規模貯水槽水道の適応を受けるが、市の条例によると、定期検査を必要としない。施設設備の定期検査表での適用の有無の記載の仕方を明確に示してほしい。

<回答>

・貯水槽10m³以下の場合、岐阜市では条例の適用がなく、「小規模貯水槽水道」の施設検査などの必要性がない。岐阜県内についても同様、小規模貯水槽水道の適用は無し。

飲料水の施設設備検査

施設設備検査票

水道法による水道水を使用している場合

給水方法	1. 直接給水 <input type="radio"/> 2. 水槽を経て給水 <input checked="" type="radio"/> 3. 直接と水槽を経てと両方がある
受水槽の形態	1. <input checked="" type="radio"/> 架台上に設置 2. 床面や地面に接して設置 3. 床面や地面に埋め込んである(地下式、半地下式)
高置水槽	1. ある <input type="radio"/> 2. <input checked="" type="radio"/> ない
水槽の点検	1. <input checked="" type="radio"/> する(間隔 / 年間に / 回) 2. <input type="radio"/> しない
水槽の清掃	1. <input checked="" type="radio"/> する(間隔 / 年間に / 回) 2. <input type="radio"/> しない
水槽周囲の清掃	1. <input checked="" type="radio"/> する(間隔 / 年間に / 回) 2. <input type="radio"/> しない
塩素消毒設備	1. ある(形式) 2. <input type="radio"/> ない
消毒剤	剤形() 品名()
受水槽の数と大きさ	1 基 16.0m ³ 、 m ³ 、 m ³ 、 m ³
高置水槽の数と大きさ	基 m ³ 、 m ³ 、 m ³ 、 m ³
簡易専用水道について ※貯水槽の有効容量が10m ³ を超えるもの	1. <input checked="" type="radio"/> 簡易専用水道の適用を受ける 2. <input type="radio"/> 受けない
簡易専用水道の検査 (水道法第34条の2)	1. 地方公共団体の機関に依頼 2. <input checked="" type="radio"/> 厚生労働大臣登録の検査機関に依頼 (検査結果表 <input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> なし)
各装置の状態	1. <input checked="" type="radio"/> 良い 2. <input type="radio"/> 時々不調になる 3. <input type="radio"/> 故障

WEB調査

1.3. 学校内給水方法(給水施設)の種類

- 簡易専用水道
- 簡易専用水道と直結水の併用
- 小規模貯水槽水道
- 小規模貯水槽水道と直結水の併用
- 直結水のみ
- 専用水道
- 井戸水(専用水道除く)
- その他
- 不明

その他の場合、その内容

指導・助言が必要な事例（飲料水の管理）

<給排水系統図>

- ・給排水系統図が工事図面である。工事図面のままではわかりにくい。経路を示して水の流れを明確にすること。
- ・給排水系統図の更新は確認できたが、自校の給排水の系統について学校側の理解が乏しい。自校の給排水系統をしっかりと理解されたい。
- ・給排水系統図の必要事項の記載がない。記載が望ましい。（直結水と受水槽経由水の区別がされていない。採水地点、水の流れの方向、排水系統、水道本管からの入口、下水道や浄化槽の排水先、止水栓を示すこと。作成年月日、作成者を示しておくこと。）

実地審査時に学校から出された質問 (給排水系統図)

<質問>

・給排水系統図の作成にあたっては、古い竣工図面(青焼き図面)で判読ができない、また専門家ではないので読み取りできない。校舎の竣工時期や給排水設備の改修の有無などの理由で、どこの学校でも容易に作成することはできないのでは。

<回答>

・詳細なものは困難であっても、概略の経路は現地を確認し作成されたい。また点検、清掃のタイミングで業者に協力していただき、水の流れ、止水栓の位置を確認するとよい。

指導・助言が必要な事例（学校の清潔）

<定期検査>

・学校の清潔（大掃除の実施、雨水の排水）の定期検査票に指導助言事項が未記載である。指導助言を記載すること。

<日常点検>

・施設・設備の日常点検では飲料水、教室を除く**学校の清潔**（便所、排水溝等）、**ネズミ・衛生害虫等**の毎授業日の日常点検が、WEB調査では「毎授業日実地」としていたが、未実施である。認識をして実施すること。

指導・助言が必要な事例（理科薬品の管理1）

<理科室の薬品類>

- ・理科室の劇物の表示は、酸・アルカリで区画別にしていたが、片方に劇物の表示がなかった。区画別であれば、区画ごとに表示をすること。
- ・薬品簿にも劇物としての記載をするとよい。
- ・薬品棚、薬品庫内の薬品類の転倒防止をすること。
- ・理科室の薬品でラベルが不鮮明なものがあるので、明示すること。
- ・理科準備室の劇物保管の地下収納庫においても、「医薬用外劇物」の表示すること。
- ・燃料用アルコールに毒物（劇物）表示は誤りである。適正な表示をすること。
- ・理科室の99%エタノールを「医薬用外劇物」として保管し、管理簿にもエタノール、劇物と表記されているが誤りである。劇物には該当しないため劇物表示は不要である。

指導・助言が必要な事例（理科薬品の管理2）

＜理科室の薬品類＞

- ・不要薬品が保管されているので、予算処置の上、産業廃棄物として適正に許可業者にて処分するとよい。
- ・理科室内に清涼飲料のラベルがついたボトルに赤い液体（中身不明）が保管されている。誤飲の恐れがあるため、飲料の容器は使用しないこと。
- ・アンモニア水（劇物）は、理科準備室の棚（鍵付き）に保管されている。温度が上昇すると気化しやすいことから、保管温度が一定の場所（冷蔵庫保管等）が望ましい。その際には冷蔵庫に施錠、劇物表示が必要である。

指導・助言が必要な事例 (保健室薬品類の管理、給食の管理)

<保健室薬品類>

- ・保健室の薬品で開封したものは、使用開始日を容器に記載するとよい。
- ・前年度指摘されたミラノールが医薬用外劇物と表示された保管庫に収納されている。劇物の適用は受けないため、表示は不要である。

<給食>

- ・検食簿に検食時間の記載がないものがある。検食時間を記入すること。
- ・**検食**の時間が児童生徒の給食開始時、間際になっていることがある。検食は、**児童生徒の喫食の30分前**に実施することが望ましい。

実地審査時に学校から出された質問 (給食)

<質問>

- ・検食する者は園長他(責任者)でないといけないか。例えば、給食担当者は可か。

<回答>

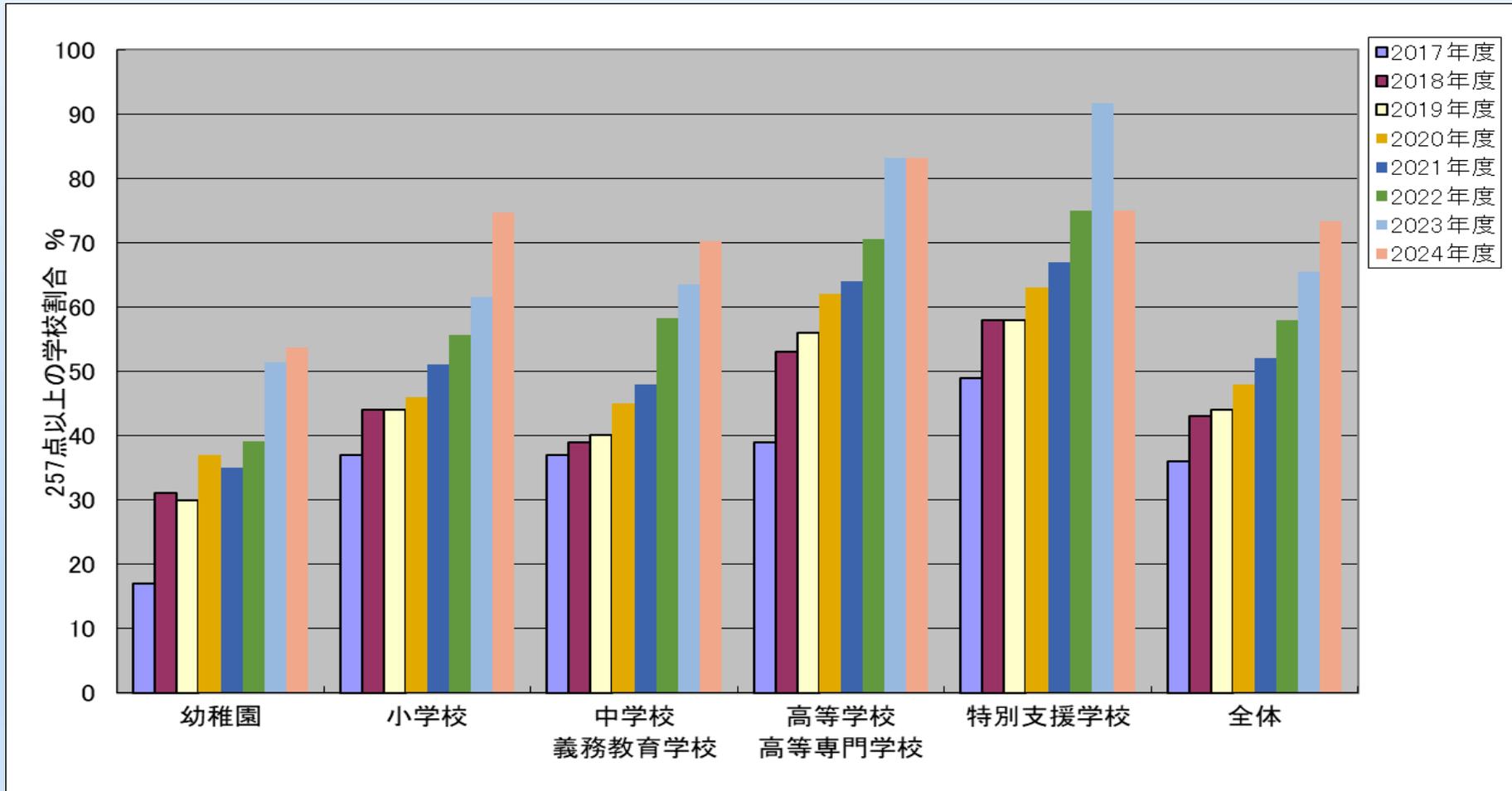
- ・検食は、異常を発見した場合に、すぐに判断して対処する責任をもった方がすべきである。

優秀活動校シールの配付

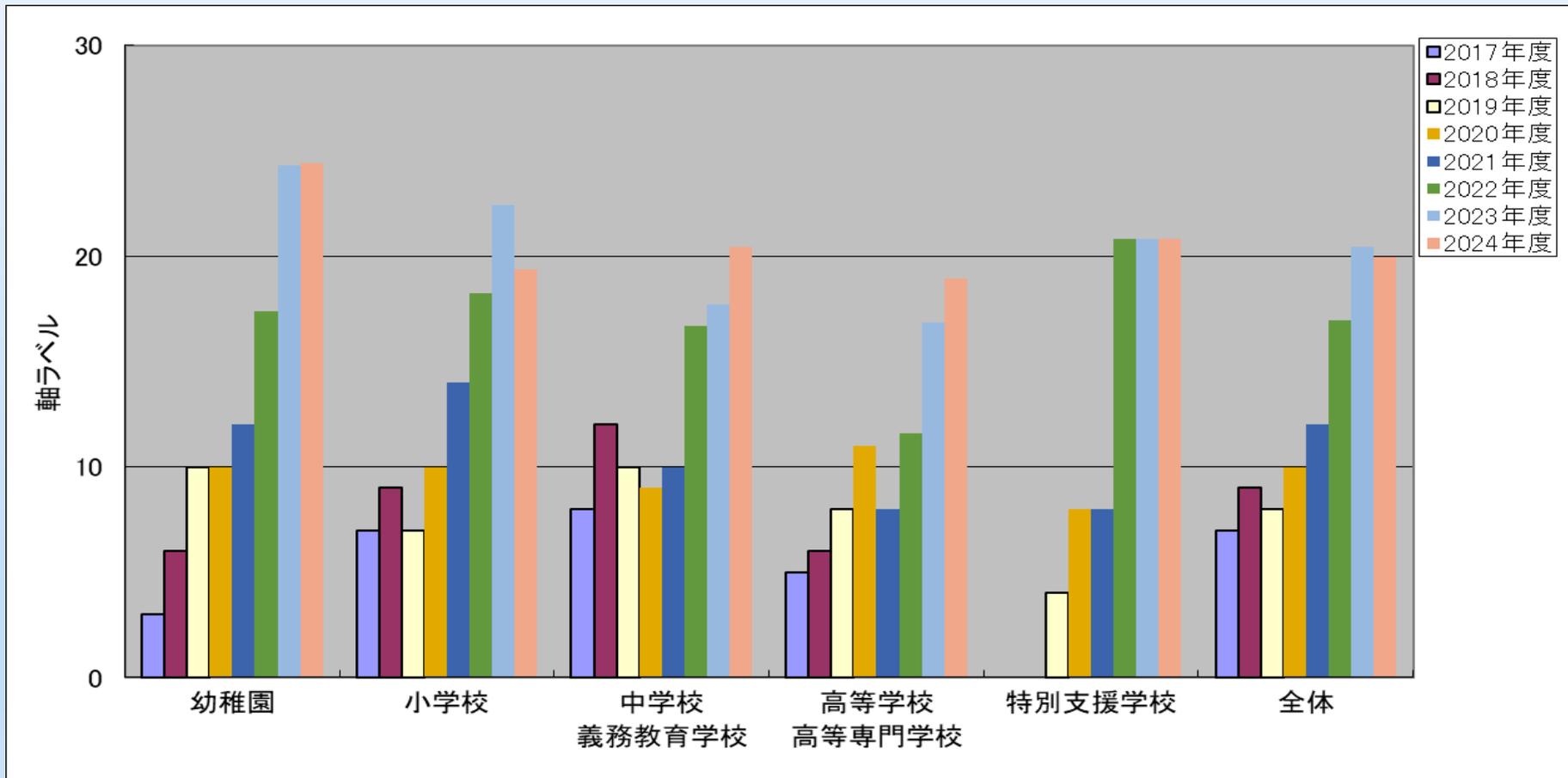
- ・学校環境衛生活動調査（WEB調査）において**必須項目で90%以上**（285点満点で257点以上）の得点を取得している学校に担当の学校薬剤師を通じて配付している。
- ・2024年度は県内**74%**の学校に配付
- ・毎年のシール取得が子供たちの環境衛生活動の励みとなる。



優秀活動校シールの発行状況



WEB調査必須項目の満点の学校



ご清聴ありがとうございました。

皆様の益々のご活躍を祈念いたします。